

成 果 物 一 覧 表

- 1 用地調査等業務の施行にあたり使用する用紙等の様式等については、次表に定めるところによる。
- 2 各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は 2 部、他は 1 部とする。
- 3 成果物の様式等については次表のとおりとする。
- 4 次表に定めのない様式等については、特記仕様書又は調査職員の指示による。

分類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
第5章・別記7関係	機械設備の調査・積算	42	機械設備直接工事費明細書	A-4	〃
		43	機械設備据付工数等計算書	〃	別記7-1別添2第5、6
		44	機械設備運搬台数計算書	〃	別記7-1別添2第7
		45	機械設備見積比較表	〃	別記7-1別添2第3
第別5記章7・関係	工作物の調査・積算	46	工 作 物 調 査 表	A-4	
		47	工作物移転料算定表	〃	
第別5記章7・関係	附帯工作物の調査・算定	48	附 帯 工 作 物 調 査 表	A-4	別記7-3第5条
		49	附帯工作物補償額算定表	〃	別記7-3第8条
		50	附帯工作物補償額比較表	〃	〃
第別5記章8・関係	石 綿 調 査 算 定		石 綿 施 工 状 況 図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	別記8第5条
			写 真 撮 影 方 向 図		
		51	石 綿 調 査 表	A-4	別記8第4条
		52	調 査 承 諾 確 認 書	〃	別記8第6条
第別5記章9・関係	立竹木の調査・積算	53-1	立 竹 木 調 査 表	A-4	別記9-1第5条
		53-2	用 材 林 標 準 地 調 査 表 兼 集 計 表	〃	〃
		54	収 穫 樹（園栽培） 管 理 程 度 補 正 表	〃	別記9-1第10条
		55	管理程度補正判定表	〃	〃
		56	立竹木補償金算定表	〃	〃
			墳 墓 配 置 図	A-4	別記10第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
第5章・別記10関係	墳 墓 の 調 査 ・ 積 算	57	墓地管理者調査表	〃	別記10第4条
		58	墓地使用(祭し)者調査表	〃	〃
		59	墓 碑 類 調 査 表	〃	〃 カロート等で標準書が適用できないものについては、移設費等の積算に必要な図面の作成を要する。
		60-1 60-2 61	改葬補償金算定書 改葬料算定表 祭し料算定書	〃	別記10第7条、8条
			営業補償金算定概説書	A-4	
第6章・別記11関係	営 業 調 査 ・ 積 算	62	営 業 調 査 総 括 表	〃	別記11-1第3条
			各 種 調 査 資 料		各種資料の写し 別記11-1第2条
		63	損益計算書比較表	A-4	別記11-1第3条
		64	仕 入 先 調 査 表	〃	別記11-1第3条
		65	従 業 員 調 査 表	〃	別記11-1第3条
			売場及び工場配置図		
			設備機械器具調査表		
			生 産 及 び 販 売 実 績 調 査 表		
			受 注 又 は 顧 客 動 向 調 査 表		
			在 庫 率 及 び 回 転 率 調 査 表		
			得意先喪失調査表		
			移転広告費調査表		
			営業の権利調査表		
			固 定 資 産 及 び 流 動 資 産 調 査 表		
		66	営業補償金算定書 （営業廃止の補償）	A-4	別記11-1第6条
		67	営業補償金算定書 （営業休止の補償）	〃	別記11-1第7条、第8条

工作物調査算定要領

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仕様書第 7 4 条、第 7 6 条、第 8 5 条、第 8 7 条、第 9 7 条及び第 9 9 条に規定する生産設備及び庭園に関する調査算定要領である。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、原則として、仕様書第 9 条第 3 号の「表 3 工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。
なお、この要領によりがたい場合は、調査職員の指示により、非木造建物要領、又は機械設備要領又は附帯工作物要領を準用するものとする。

第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 3 条 工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び工作物の配置状況
- 二 工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月
- 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
- 四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び工作物の現況が把握できる写真の撮影
- 五 第二号及び第三号の調査の内、次表の種類の工作物の調査は、原則として、次表に定める事項について行うものとする。

種 類	単位	調 査 事 項	摘 要
庭 園	m ²	面積	庭木、庭石等が築山あるいは泉水等とともに巧みに配置された本格的庭園のみを調査対象とする。 写真撮影を要する。
庭 石	重量 (t) 及び 個数	1 個あたりの重量、数量、単価表の重量区分毎の総重量	
春日灯籠、織部型・蘭溪燈・山灯籠	基	高さ、数量	写真撮影を要する。

立竹木調査算定要領

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成 12 年 3 月 6 日付け第 979 号土木部長通知。以下「細則」という。）第 5 及び第 22 から第 25 - 2 に規定する立竹木の補償に係る調査算定に適用するものとする。

(立竹木の区分)

第 2 条 調査算定に当あたり、立竹木は表 1 のとおり区分するものとする。

表 1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が<u>お</u> <u>おむ概</u>ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用をいう。 ③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用をいう。 ④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを用をいう。 ⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものを用をいう。 C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木を用をいう。

	D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内ある或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。

竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各号により行うものとする。

一 庭木等の調査

- (一) 所有者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であって同樹種、同寸法のものは、同番号とする。）を付すものとする。
- (二) 庭木等の調査は、表2により行うものとする。

表2

区	細区分	単	調 査 事 項	備 考
観賞樹	高 木	本	樹種、幹周（樹高）、本数、管理の状況、その他必要事項	幹周が10センチメートル未満のものについては樹高も調査する。
	株 物	株	樹種、樹高、株数、管理の状況、その他必要事項	
	玉 物	本・株	樹種、葉張、本数又は株数、管理の状況、その他必要事項	
	生 垣	m	樹種、樹高、延長、管理の状況、その他必要事項	
	特殊樹	本・株	樹種、幹高等、本数又は株数、管理の状況、その他必要事項	・ヤシ類、ソテツ類、シュロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。 ・トックリヤシは、玉周を調査する。 ・ヒルギ類は、樹高を調査する。 ・株立性ヤシ類及びタコノキ類は、葉長点高を調査する。 ・リュウゼツラン及び竹類は、高さを調査する。

			・ 藤本類は、幹周を調査する。 ただし、幹周が10 <u>センチメートル</u> 未満のものについては樹高も調査する。
利 用 樹	本	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる	
風 致 木	本・株	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる	
地被類・芝類・ツル性類	m ²	種類、面積、植生の状況、 その他必要事項	

(三) 幹周等の計測は、次のとおりとする。

ア 幹周は、樹木の地上1.2 メートルの部分で測定する。ただし、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は、幹周の総和に0.7を乗じて表す。

イ 樹高は、当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの徒長枝を含まない高さとする。

ウ 葉張は、当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの徒長枝を含まない幅とする。

エ 幹高は、当該樹木の幹の最上部までの高さとする。

オ 玉周は、当該樹木の幹胴、根元の球形のふくらみ部分のうち、最も肥大した位置の周長とする。

カ 葉長点高は、樹冠の最上葉の先端から根鉢の上端までの垂直高とする。

キ 地被類は、一群となる植付株の地際外周部について、方形として縦横を計測する。

ク 芝類は、ほぼ連続して生育している一群の芝生をおおむね方形として縦横を計測する。

ケ ツル性類は、地面に被覆している場合は地被類と同様に計測し、壁面に張り付いて、被覆面に高低差がある場合は、被覆面のおおむね70%までを縦とし、おおむねその高さに到達している左右の範囲を横とした方形を現況被覆面積とみなす。

(四) 管理の状況は、表3により判断するものとする。

表3 管理状況の判断基準

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹形が整っているもの	良い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

注) 手入れ（剪定）の実施者は、植木職人等の専門家によることを前提とされているため、専門家以外が行った手入れについては、樹形の状況により、手入れ回数にかかわらず、区分を下げて判断することができる。

- (五) 植生の状況は、表4により判断し、面積の計測結果に、それぞれ植生の状況に応じた率を乗じ、数量を算出するものとする。

表4

植 生 の 状 況	率
一群に雑草が無く、おおむね全面を被覆している場合	1. 0 0
一群に雑草の混入・裸地部分が1／4以下の場合	0. 7 5
一群に雑草の混入・裸地部分が1／2程度までの場合	0. 5 0

- (六) 特殊樹のうち、観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かちく等）については、5本程度を1株として、その位置を図面に表示するとともに番号を付すものとする。

二 用材林の調査

(一) 毎木調査又は標準地調査を実施するものとする。

(二一) 毎木調査により調査を実施する場合、次により行うものとする。

ア 所有者ごとに、~~原則として、毎木調査により、~~樹種、本数、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。

なお、同一の所有者において複数の林齢が存する場合は、~~各~~林齢ごとに調査するものとする。

イ 胸高直径は、原則として、用材林の地上部1. 2メートルの部分における直径とし、計測の位置に枝節・こぶ等があり異形をなすものについては、枝節・こぶ等の上下を計測し平均するものとする。

ウ 調査地が傾斜地の場合は、斜面の上部（山側）地際から測定する。

エ 胸高点の下方から樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査する。

オ 林齢の調査は、都道府県が整備している森林簿等の写し、又は、所有者からの聞き取り等による。

(三二) 毎木調査を行うことが困難であると認められる場合又は標準地調査により毎木調査と同等の精度が得られると認められる場合には、標準地調査法により調査を実施できるものとし、次により行うものとする。

ア 所有者ごとに、当該土地に植栽されている立木を~~林相樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を区分し、調査する。~~

イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）~~1, 0 0 0平方メートル程度を定め、当該範囲内に~~ついて(二)アないしオによりある樹種名、胸高直径、本数及び林齢（又は植林年次）を調査する。なお、標準地1箇所の最低面積は、1 0 0平方メートル程度とし、複数箇所を定めて調査を~~アで定めた区域が、~~

~~5、000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行うものとする。~~

ウ 各標準地の調査から得られた結果に基づき、次により、アで定めた区域のうち、取得等する部分の数量を推定（推定本数）する。

推定本数＝各標準地の調査結果を樹種、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林ごとに集約した本数×（A/a）

A：アで定めた区域のうちの取得等面積

a：各標準地の合計面積

（A/a）は、小数点以下第3位（小数点以下第4位四捨五入）まで求め、推定本数は、整数（小数点以下第1位四捨五入）とする。

（四三） 細則第5第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、おおむ概ね10年以上間伐等を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい（下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1ヘクタールha当あたりの植栽本数が、2齢級（10年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合）、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

ア 同一樹種で所有者及び林齢を同じくする一団の土地ごと毎に、標準的な立木の生育状況にあると判断される約10m四方（100平方メートル㎡程度）の範囲において調査した植栽本数を基に1ヘクタールha当あたりの植栽本数に換算し、その植栽本数が当該地域における2齢級（10年）以前の適正本数か否かを調査する。

なお、2齢級（10年）以前の適正本数は、当該地域における実情を基に決定する。

イ アの調査範囲において、枝打ち、下刈りが十分に行われているか否かを調査する。

三 薪炭林の調査

前号用材林の調査に準じて行うものとする。

四 収穫樹の調査

（一） 所有者ごとに毎木又は取得等面積による樹種、樹齢（又は植付年次）、管理の状況等を調査するものとする。

（二） 管理の状況は、表5-6により判断するものとする。

表5-6 管理状況の判断基準

判 断 基 準	区 分
通常の園地よりも樹姿・樹勢が良く、肥培管理の状況が優れている園地	優 る
園地内の樹姿・樹勢及び肥培管理の状況が通常である園地	普 通
通常の園地よりも樹姿・樹勢が劣り、肥培管理の状況が整っていない園地	劣 る

園地に存しない果樹等で、野立的なもの	散在樹
--------------------	-----

- (三) 樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、仕様書別記 7－3 附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）によるものとする。

五 竹林の調査

- (一) 所有者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分するものとする。
- (二) 竹林の調査は、原則、面積調査とし、品種及び調査区域内の標準的な竹の幹周等の調査を行うものとする。

なお、幹周は元口（切口の最下部）より 1. 2 メートル の節間中央部を調査するものとする。

六 苗木の調査

所有者ごとに苗木として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、第一号から第五号に準じて調査するものとする。

七 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行うものとする。

(計測の単位)

第4条 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。
ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- 三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

(調査表)

第5条 立竹木の調査表は、第3条の調査結果に基づき、様式集様式第53-1号の立竹木調査表に、次の各号に掲げる補償額の算定に必要な項目を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 立竹木の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名又は名称 立竹木の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所又は主たる事務所の所在地 立竹木の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 種類名 立竹木の樹種名又は品種名
- 七 樹齢又は林齢 当該樹種の樹齢又は林齢
- 八 寸法 立竹木の幹周、胸高直径、樹高、面積等
- 九 管理程度 1ヘクタールあたり用材林植栽本数、1ヘクタールあたり用材林当該林齢適正本数、下刈り、枝打ち等の状況、管理程度の判定
- 十 移植の可否 当該樹種の移植の可否
- 十一 数量 立竹木の数量
- 十二 その他 取得等地・起業地・残地の別、その他必要な事項

(図面)

第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次の各号のとおりとするものとする。

- 一 立竹木配置図（庭木等）
 - 二 標準地位置図等（用材林）
 - 三 写真撮影方向図
 - 四 その他必要な図面
- 2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。
- 一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。
 - 二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。

六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入するものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

一 立竹木配置図（庭木等） 50分の1又は100分の1

二 標準地位置図等（用材林） 100分の1又は200分の1

三 写真撮影方向図 立竹木配置図等による

（写真台帳の作成）

第7条 立竹木の写真の撮影は、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

第3章 算定

（庭木等の補償）

第8条 細則第22第2項に規定する移植に通常必要とする費用のうち移植に伴う枯損等により通常生ずる損失額は、表6を適用して求めるものとする。

表6

移植の難易	易	中	やや難	難
枯損率	10%	20%	30%	40%

2 細則第25-2第2項に規定する庭木等の正常な取引価格は、庭木等の用途、樹勢及び剪定その他の管理の状況に応じて、表7を適用して求めるものとし、風致木については表8を適用して求めるものとする。

表7

管理の程度	良い	やや良い	普通
補正率	1.2	1.0	0.8

表8

風致木補正率	0.5
--------	-----

（補償額の算定）

第9条 立竹木の補償額は、第2条の立竹木の区分ごと毎に立竹木補償金算定表（様式集様式第56号）及び収穫樹（園栽培）管理程度補正表（様式集様式第54号）を用いて、算定した額とする。

立竹木調査算定要領

第 1 章 調 査

(調査)

第 1 条 用材林又は収穫樹の調査は、立竹木要領第 3 条により行うほか、次の各号によるものとする。

一 用材林

(1) 立竹木要領第 3 条第 2 号 (3) の調査に基づく標準地の調査及び集計は、立竹木要領に定める様式に加え、用材林標準地調査表兼集計表 (様式第 5 3 - 2 号) を作成するものとする。

(2) 立竹木要領第 3 条第 2 号 (四) の調査に基づく用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判 定 基 準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断	1 0 0 %	適正	適正
	1 0 0 % 未満	適正	未管理

管理程度の判断にあたっては、管理程度補正判定表 (様式第 5 5 号) を作成するものとする。

(3) 天然生林の調査は、次による。

イ 胸高直径が 3 1 センチメートル未満の場合は、樹種、本数及び胸高直径を調査する。

ロ 胸高直径が 3 1 センチメートル以上の場合は、樹種、本数、胸高直径及び材積を調査する。

なお、材積の算出は監督職員との協議による。

二 収穫樹

イ 園栽培の場合は、取得用地の面積又は調査職員の指示により植栽本数を調査する。

ロ 散在樹の場合は、本数を調査する。

第 2 章 算 定

(補償額の算定)

第 2 条 補償額の算定は、立竹木要領第 9 条により行うほか、次の各号によるものとし、立竹木補償金算定表 (様式集様式第 5 6 号) を作成するものとする。

一 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入する。

二 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とする。

三 分類は、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類、用材林、果樹、特用樹及び竹林の別を記載する。ただし、風致木については、高木、株物等の種別、

用地調査等業務関係様式目次

様式番号	様式
様式第 1 号	用地調査等業務表紙
様式第 2 号	検証済一覧表
様式第 3 号	地図写
様式第 4 号	土地の登記記録一覧表
様式第 5 号	土地調査表
様式第 6 号	建物の登記記録一覧表
様式第 7 号	戸籍簿等調査表
様式第 8 号	相続関係説明図
様式第 9 号	土壤汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（１）
様式第 10 号	土壤汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（２）
様式第 11 号	法令関係資料調査表
様式第 12 号	現況利用調査表
様式第 13 号	履歴等聞き取り調査表
様式第 14 号	土地境界立会確認書
様式第 15 号	不動産調査報告書（嘱託調査報告書）
様式第 16 号	地積測量図
様式第 17 号	土地所在図 分筆図 地形図
様式第 18 号	建物等配置図
様式第 19 号	建物調査図
様式第 20-1 号	木造建物調査表〔軸組工法〕
様式第 20-2 号	木造建物調査表〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕
様式第 21 号	木造建物補正率関係調査表
様式第 22-1 号	木造建物建築直接工事費計算書〔軸組工法〕
様式第 22-2 号	木造建物建築直接工事費計算書〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕
様式第 23 号	木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕
様式第 24 号	木造建物解体直接工事費計算書
様式第 25 号	工事内訳明細書総括表
様式第 26 号	工事工程表
様式第 27 号	種目内訳書・中科目内訳書
様式第 28-1 号	細目内訳書

様式番号	様式
様式第 28-2 号	数量計算書
様式第 29 号	不可視部分調査表
様式第 30 号	法令適合性調査表
様式第 31 号	発生材価額算出表
様式第 32 号	建物移転料算定表〔再築工法〕
様式第 33 号	建物移転料算定表〔曳家工法〕
様式第 34 号	建物移転料算定表〔改造工法〕
様式第 35 号	建物移転料算定表〔復元工法〕
様式第 36 号	建物移転料算定表〔除却工法〕
様式第 37 号	建物移転料算定表
様式第 38 号	機械設備調査表
様式第 39 号	機械設備算定内訳書（総括）
様式第 40 号	機械設備算定内訳書（復元工事費又は再築工事費）
様式第 41 号	機械設備算定内訳書（撤去費）
様式第 42 号	機械設備直接工事費明細書
様式第 43 号	機械設備据付工数等計算書
様式第 44 号	機械設備運搬台数計算書
様式第 45 号	機械設備見積比較表
様式第 46 号	工作物調査表
様式第 47 号	工作物移転料算出表
様式第 48 号	附帯工作物調査表
様式第 49 号	附帯工作物補償額算定表
様式第 50 号	附帯工作物補償額比較表
様式第 51 号	石綿調査表
様式第 52 号	調査承諾確認書
様式第 53-1 号	立竹木調査表
様式第 53-2 号	<u>用材林標準地調査表兼集計表</u>
様式第 54 号	収穫樹（園栽培）管理程度補正表
様式第 55 号	管理程度補正判定表
様式第 56 号	立竹木補償金算定表
様式第 57 号	墓地管理者調査表
様式第 58 号	墓地使用（祭し）者調査表

立竹木調査表

[illegible]

(備考)

- 1 立竹木所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の氏名および住所」を記載すること。
- 2 分類欄には、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類、用材林、果樹、特用樹、竹林と記載すること。
ただし、風致木については、高木、株物等の種別、收穫樹については、園栽培又は散在樹も併記すること。
- 3 もうそう竹については、樹種名欄に園栽培、自然林も併記すること。
- 4 被覆面積の計算根拠を摘要欄に記載すること。
- 5 細則第25-2第1項第1号に該当する場合は、移植が困難である理由を摘要欄に記載すること。
- 6 立竹木を取得する場合は、他の立竹木と調査表を分けることとし、摘要欄に「取得」と記載すること。
- 7 用材林の管理状況については、「適正」「未管理」の別を記載すること。
- 8 用材林にあつては、林齢調査の内容等を摘要欄に記載すること。
- 9 用材林で材積の調査を要するものは、摘要欄に材積計算書又は算出根拠を記載するとともに、葉張欄を訂正して材積を記載すること。
- 10 用材林で標準地調査による場合は、摘要欄に「標準地調査による」と記載するとともに、「林相番号」を記載すること。
- 4011 起業地、残地の別を摘要欄に記載すること。

様式第53－2号 (A－4判)
用材林標準地調査表兼集計表

調査年月日		調査者		全 葉の内
立竹木所有者 の氏名又は名称				林相番号

地番	番号	分 類	樹 種 名	林 齢 年	樹 高 m	胸高 直径 cm	材 積 m ²	標準地1			標準地2			標準地3			標準地合計			取得等面積 A		m ²	摘 要
								面積 B		m ²	面積 C		m ²	面積 D		m ²	面積 B+C+D a		m ²	面積比率 A／a E			
								本数 F			本数 G			本数 H			本数 F+G+H I			推定本数 I×E			
下刈り枝打ち等の状況								良 ・ 否															

(備考)

- 1 立竹木所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の氏名」を記載すること。
- 2 分類欄には、人工林、天然生林と記載すること。
- 3 林相毎に本表を作成すること。